

小康期
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○ 大流行は一旦終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 住民生活及び住民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

1 実施体制

1-1 対策本部の廃止

- 特措法に基づく緊急事態解除宣言⁴⁷がされたときは、速やかに対策本部を廃止する⁴⁸。

2 情報提供・共有

2-1 情報提供

- 引き続き、住民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 住民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

2-2 情報共有

- 関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把

⁴⁷ 小康期に限らず、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われる。

⁴⁸ 特措法第37条

握する。

2-3 相談窓口等の体制の縮小・中止

- 市は、状況を見ながら国の要請に基づいて相談窓口等の体制の縮小・中止をする。

3 予防・まん延防止

- 第二波に備えて、注意、喚起する。

4 予防接種

4-1 予防接種

- 市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

4-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

5 住民の生活及び経済の安定の確保

5-1 住民・事業者への呼びかけ

- 必要に応じ、引き続き、住民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっ
ての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料
品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみが生
じないように要請する。

5-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 市は、国や県と連携し、国内（県内）の状況等を踏まえ、対策の合理性が認めら
れなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。